

別表七（三）付表の記載の仕方

- 1 この明細書は、通算法人が法第59条第1項又は第2項《会社更生等による債務免除等があった場合の欠損金の損金算入》（同項にあっては、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第17条第1項《被災法人について債務免除等がある場合の評価損益等の特例》の規定により読み替えて適用する場合を含むものとし、法第59条第5項の規定により読み替えて適用する場合に限ります。以下同じです。）の規定の適用を受ける場合に記載します。
- 2 「他の通算法人のうちに法第59条第2項の規定の適用を受ける法人がある場合」の各欄は、他の通算法人のうちに法第59条第2項の規定の適用を受ける法人がある場合に記載します。この場合において、「所得金額基準額6」の記載に当たっては、「(4)又は」を消します。
- 3 「(12)のうち特定欠損金額に係る控除未済額13」の記載に当たっては、次によります。
 - (1) 当期が法第57条第2項又は第4項《欠損金の繰越し》の規定の適用を受ける事業年度である場合には、別表七(一)付表一「3」に内書きした金額を記載します。
 - (2) 当期が法第57条第8項の規定の適用を受ける事業年度又は法第64条の7第2項第1号《欠損金の通算》に規定する最初通算事業年度（令和2年改正法附則第29条第1項《通算承認に関する経過措置》の規定により法第64条の9第1項《通算承認》の規定による承認があったものとみなされる日の属する事業年度（以下「移行承認事業年度」といいます。）を除きます。）である場合（(1)に該当する場合を除きます。）には、別表七(二)「14」に内書きした金額を記載します。
 - (3) 当期が移行承認事業年度である場合（(1)に該当する場合を除きます。）には、令和2年改正法附則第20条第1項《欠損金の繰越しに関する経過措置》の規定によりその通算法人の欠損金額とみなされる金額のうち、令和2年改正前の法第81条の9第3項《連結欠損金の繰越し》に規定する特定連結欠損金個別帰属額に係る金額を記載します。